

議事録抄本

令和 6 年 2 月

福崎町農業委員会

令和6年2月 農業委員会議事録抄本

日時：2月21日(水) 15:05～

場所：サルビア会館 2階 講義室

【出席者】・・・15名

農業委員

	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸		9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、塩見主査、豊國主査、多田

【欠席者】 1番 牛尾 敏博委員、副会長 上阪 英仁委員、8番 埴岡 洋子委員

【遅刻者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	
7番 山口 金丸	11番 埴岡 栄

【署名人】

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 2 月定例会を開催します。

本日は牛尾委員、植岡委員、上阪副会長が欠席されています。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

委員にお願いします。議案第 48 号から議案第 54 号に至る 7 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

- 議案第 48 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1 件
- 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3 件
- 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 5 件
- 議案第 51 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理) 1 件
- 議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について
(委員会受理) 1 件
- 議案第 53 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について
(委員会受理) 1 件
- 議案第 54 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取について
1 件

報告第1号	農地使用貸借の合意解約通知について	2件
報告第2号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	7件
報告第3号	会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内農地転用届出処理について	1件

(事務局担当) 令和6年2月 議案説明

議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

11番: 資料1ページをご覧ください。願出地は、山崎地区の二宮神社から南西約80mに位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。

この願出地については、財産の整理をしていたところ地目が畑であると判明しました。平成11年5月の航空写真から庭や駐車場として使用されていることと判断しております。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

20番: 資料2ページをご覧ください。申請地は、余田大歳神社の西約70mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。もともと、譲渡人の〇〇さんが農地の管理に困っており手放したいと、近所にお住まいの〇〇さんに相談したところ話が纏まりました。水はけがあまり良くない農地のため、取得後は小芋を作付けする予定です。

周辺は宅地に囲まれており、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

21番: 資料3ページをご覧ください。申請地は、三鷹倉庫の北東約180mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。譲受人の〇〇さんは元々家庭菜園をしたいと考えてましたが、下限面積に満たないため所有できませんでした。道を挟んで家の前にある農地であり、譲渡人の〇〇さんから売りたいという相談があったため話が纏まりました。隣接の農地とは段差があり、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

22番: 資料4ページをご覧ください。申請地は、加治谷の大歳神社の南東約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。もともと、譲受人の〇〇さんが農業をしたいと

考えていたところ、譲渡人の〇〇さんから売却してもよいと話が持ち掛けられました。自宅が近く、面積も小さいため経験のない〇〇さんでも取り組みやすいと思い購入に至っています。

周囲では集約した農家がおらず、現在も管理に困っている状態であり、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

18 番：資料 5 ページをご覧ください。申請地は、百歳の森の東約 100m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、贈与により露天資材置場、露天駐車場に転用するものです。

譲受人は〇〇で、譲渡人の〇〇さんが管理できずに困っているため寄付を受ける予定です。

申請地はお墓に隣接した場所であり、お盆の時期などは路上駐車が増えるため事故が起こらないように駐車場として、また神社からの距離も近いため、とんどやさいなどに使用する木材や防災用の土砂など資材を置けるように資材置場として使用したいという思いがあり、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

現在は草刈りなどができておらず、取得後に〇〇が伐採の作業を行うと理由書が出てきています。資金等も充足しており、市街化区域に隣接した場所で周辺はまとまった農地はないため転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

19 番：資料 6 ページをご覧ください。申請地は、サルビアこども園の東に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により露天駐車場に転用するものです。譲受人の〇〇は〇〇を運営しており、送迎や各種行事の時に駐車場が不足して園より遠い場所を一時的に借りるなどの対策をしていますが、便利の良いように隣接している今回の申請地で売買の話をしたところ承諾をされたため、申請に至っています。

近隣は農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

20 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、西大貫の交差点から北約 80m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、贈与により地縁者住宅として転用するものです。

申請地は現在分筆のための手続きを行っており分筆でき次第所有権移転を行う予定です。譲受人の〇〇さんは義理の親子であり、譲渡人の〇〇さんは〇〇さんの伯父です。

近隣は農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

21 番：資料 8 ページをご覧ください。申請地は、福田の浄泉寺の南西約 130m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。

譲受人の〇〇は、太陽光発電の業者であり、10月の委員会で隣接■■■■、■■■■の転用をしています。隣接である譲渡人の〇〇さんは、管理に困っており自分のところも売却したいという相談をしたところ、合意にいたりしました。

近隣は農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

22番：資料9ページをご覧ください。申請地は、ウシオ精工(株)の東に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により露天駐車場・資材置場に転用するものです。

譲受人の〇〇は土木業者であり、工事中は工事現場の近くにて機械や資材の置場を借り保管しますが、次の工事までの間など保管場所に困っているとのこと。

申請地に隣接する箇所は以前転用し、資材置場や駐車場として使っており、拡張する計画です。譲渡人の〇〇さんは、草刈などの管理に困っていたこともあり、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

近隣は太陽光や資材置場になっており、資金等も充足しています。転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理)

5番：資料10ページをご覧ください。届出地は、河川公園の西80mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を合わせてご覧ください。

この届出は、家を建てるため転用するため売買にて話がまとまりました。市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について

(委員会受理)

6番：資料11ページをご覧ください。届出地は、エーモン工業(株)の南に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を合わせてご覧ください。

この届出は、家を建てるために転用するためのものです。届出人の〇〇さんは親子関係であり、使用貸借を行います。市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第53号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について
(委員会受理)

4番：資料12ページをご覧ください。届出地は、中村石材の南東約90mに位置してい

ます。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

周辺は宅地が多く、地盤が高いため現状水も入らず水稲作付けに向かないため地目を畑にします。引き続き季節野菜を作付けする予定です。

地元、水利管理者の同意もあり付近の農地への影響も少なく受理できるものと思われま

議案第 54 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取について

農業振興地域農用地区域からの除外について、町から農業委員会に対して意見照会からありました。

まず、福崎町農業振興地域整備計画について説明します。当該計画書については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書です。そのように計画書で指定した土地を「農用地」といいます。

この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用したい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外することが必要となります。除外の申請があった場合、町としての審査や兵庫県との協議のほか、縦覧公告や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、農用地区域から除外することが出来ます。通常は、除外後農地以外の用途で使用するというので、改めて農業委員会に農地転用の許可申請が出てきますので審議頂くこととなります。今回は、転用許可が不要となる例外事由に該当しますので、除外後に転用申請・審議はありません。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 において、計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されているため、今回議案となっています。農業委員会として、この申請された施設が農業振興地域に設置されることについて、問題ないかを審議し意見を付することとなります。

資料 13 ページをご覧ください。真ん中右寄りの地図で黄色く塗られたところは農用地区域、茶色は農用地以外の区域であり赤枠で囲ったところが、今回の除外申請された農地です。

姫路市中播消防署の本署は築 45 年が経過し、建物、施設などの老朽化が著しく、現在の本署は家屋倒壊等氾濫想定区域内にあり、災害時における災害対策拠点としての機能が損なわれる恐れがあるため移転の検討がされています。農振農用地の縁辺部であり、農用地の集団性を損なうものではないと判断しています。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

15 ページをお開きください。都市計画法第29条による『都市計画法施行規則第60条証明』ための営農証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を5件、耕作面積証明を1件、計7件を発行したことを報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内農地転用届出処理について

4番：〇〇が新町地区で分譲住宅を計画し、開発許可申請を行い、会長専決処理規程に基づき農地法第5条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。資料16 ページに位置図、地籍図、計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

(議長) 議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(山口委員) 11番：願出地は、山崎地区の二宮神社から南西約80mに位置しています。現地では、家や庭等がきちり管理されている状態であり、以前から宅地として整備をされていたということです。現地調査班では、問題がないと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、現地調査済ですので報告願います。

(山口委員) 20番：申請地は、余田大歳神社の西約70mに位置しています。現地では、草刈もされて管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題がないと判断しています。

21番：申請地は、三鷹倉庫の北東約180mに位置しています。
現地では、面積は小さいですが畑として耕作されていることを確認しました。以前から畑として借りられていたということを聞いています。この度、3条の規定により申請が出てきております。
現地調査班では問題がないと判断しています。

22番：申請地は、加治谷の大歳神社の南東約150mに位置しています。
放棄田状態になっていたと思われませんが、現在は畑として耕作されるように努力されています。まだ現在は畑として耕作できる状態ではありませんが、一部は畑として整地されておりますので、現地調査班では問題がないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 5件について、現地調査済ですので報告願います。

(山口委員) 18番：申請地は、百歳の森の東約100mに位置しています。
現状は竹林になっていますが、〇〇で伐採をして、目的の形に整地をされるということ聞いています。田、畑とは判断できないような状況ですが、〇〇が目的をもって整地するという確約もいただいています。
事務局説明のとおり、〇〇が露天資材置場や駐車場に転用するものです。
現地調査班では問題がないと判断しています。

19番：申請地は、サルビアこども園の東に位置しています。
現地では、〇〇さんが田として使用されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇が隣接の田とは段差があるのですが、勾配をつけて駐車場に転用し、イベント等があったときでも父兄の駐車場として使えるようにするものです。
現地調査班では、周辺の農地にも及ぼす影響も問題がなく、露天駐車場に転用しても問題ないと判断しています。

20番：申請地は、西大貫の交差点から北約80mに位置しています。
現地では、畑として利用されており、進入路も隣接地の同意を得られており、その土地に入れるような状態になっております。また、地縁者住宅を建てるとい

ことで地縁者として認められているということです。
現地調査班では問題がないと判断しています。

21番：申請地は、福田の浄泉寺の南西約130mに位置しています。
現地では、すでに隣接地に太陽光発電も建設されています。周辺の農地は管理はされていますが、米は耕作されていないようです。麦等を植えて管理されているように感じました。
事務局説明のとおり、太陽光発電設備に転用するものです。
現地調査班では、太陽光設備に転用しても問題ないと判断しています。

22番：申請地は、ウシオ精工(株)の東に位置しています。
現地では、隣接地はすでに重機が置かれており、隣接地に対して影響は問題ないことを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇が露天資材置場や駐車場に転用するものです。
現地調査班では問題がないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届1件について、現地調査済みですので報告願います。

(山口委員) 5番：届出地は、河川公園の西80mに位置しています。
現地では、西側に新興住宅が建っています。
事務局説明のとおり、分筆して一般住宅の建築のため売買転用するものです。
現地調査班では問題がないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、現地調査済みですので報告願います。

(山口委員) 6番：届出地は、エーモン工業(株)の南に位置しています。

現地では、隣接地に家が建っています。北は道路であり、その横に工場が建っています。一般住宅の建築のため転用するもので、現地調査班では問題がないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第53号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、現地調査済みですので報告願います。

(山口委員) 4番：届出地は、中村石材の南東約90mに位置しています。

現地では、田の周辺はコンクリートで畔がされていますが、地元区長並びに周辺の農地の方の同意が得られていることということです。地目転換に関しては現地調査班では問題がないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第53号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取1件について、現地調査済みですので報告願います。

(山口委員) 現地では、中播消防署の建設をされるということで周辺の同意も取られているということです。

現地調査班では、公共性もあり特に問題はないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取1件について、質疑はありませんか。

(尾崎委員) 田の真ん中にあるように見えるのですが、なぜ端にしなかったのですか。

(事務局) 黄色の部分、農用地区域の縁辺部の端ということです。農用地部分は黄色いところで、南に接する道との間、茶色の部分も含めて建設用地で、面積は4000㎡ほどです。

(尾崎委員) わかりました。

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、許可することといたします。

す。

(議 長) 次に、議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、賛成の方は挙手願います。

<挙手全員>

[賛成8:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成8:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第53号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第53号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第53号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取1件について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<挙手多数> [賛成7：反対1]

(議 長) 挙手多数でございますので、議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域からの除外等に係る意見聴取1件について、「特

段の意見なし」として意見書を送付することといたしますが、前田委員、意見をどうぞ。

(前田委員) 八千種地区の区長会で、消防署ができるという案件が出る前に、要望事項で、こういう公共施設を八千種地区に誘致しようという要望が決議されました。それにもかかわらず田原地区である。あの通りは放っておいても発展する。

(事務局) この消防署は、候補地としては八千種地区の農地も上がっていました。あと大門住宅の跡地や、現在の申請地が候補地です。神崎郡3町で抱えている問題であります。1番の問題は、救急車が何分以内につかないと人命が救えないということがあります。その10キロ範囲がありますので、近くてなおかつ早く市川町などに応援に行けるといえるのは現在の幹線道路沿いでありまして、そういうことも踏まえて、消防署の方の意見もお聞きして、今回の申請地に決定したわけです。

(前田委員) わかりました。賛成します。

(議長) それでは全員が賛成となりましたので、議案第54号については、「特段の意見なし」として意見書を提出することとします。

(議長) 報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

(山口委員) 報告3号、会長専決処理についてなのですが、子供たちが学校から帰る時は、南側の校門から出で、出屋敷のほうへ出て、帰られていると思う。市街化区域だから転用したらいいというのではなくて、ここは学校の歩道の面積が非常に狭い。隣に〇〇さんのとこの倉庫があって田がある。今、全国的に子供が車にはねられたとか聞く。銀杏の木のところまでは都市計画で道路が広がってる。現状を見た時に、安全なども考えてもらいたい。農業委員としてではないんですが、こういう時しか言う機会がないですすね。行政としてお願いします。すべての都市開発が穴の開いたような状態になっているので、農業委員として田を守ることも大事だが、こういうことも言わないと。1筆として挙がってきてても、考えてもらいたいです。

(事務局) 都市計画道路に決定されて、区域が設定されているところでしたら、話をもっていけることもあるのですが。ここは都市計画道路ではありませんので、そのような話は計画でもないとできません。駅から市川までは都市計画道路で、延伸して市川に橋をつけるという計画で事業を行っています。

(山口委員) 〇〇も移転されたまま跡地が残っています。なぜ〇〇が移転されたというのを考えた時、もっと早く駅前の道路が広がっていたらと考えたら、市川町に移転

されなかったかと思う。道路があつてこそその地域の発展だと思う。農業委員会は関係ありませんが。

(議長) 他に何かございませんか。

<なし>

< 16 : 12 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・3月21日(木) 15時00分から

署 名 人	
署 名 人	